

第3次地方分権改革一括法^(※)の公布によって制定する新規条例と条例改正

○議案第12号 (付託委員会：総務委員会)

「鈴鹿市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」

消防長及び消防署長の資格要件は、従来、「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」で定められた基準を任命資格要件としていましたが、消防組織法の改正により、市町村の条例で定めることになりました。

このことに伴い、本市においても新しく定められた「市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令」を参考にしながら、条例を制定するものです。

○議案第13号 (付託委員会：文教環境委員会)

「鈴鹿市社会教育委員条例の全部改正について」

これまで社会教育法に規定していた、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参考にして市町村の条例で定めることになりました。

このことに伴い、本市においても「社会教育委員及び公民館運営審議会の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令」を参考にして、社会教育委員の委嘱の基準を設けるとともに、条例中の字句の修正など所要の規定整備を併せて行うため、全部改正を行うものです。

※第3次地方分権改革一括法＝地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

消防団員の資格の要件を緩和しようとする議案

○議案第14号 (付託委員会：総務委員会)

「鈴鹿市消防団条例の全部改正について」

南海トラフ巨大地震の発生等が危惧されている中、消防団を中核とした地域防災力の充実を図るため、消防団員の資格の要件を緩和するほか、条例中の字句の修正など所要の規定整備を併せて行うため、全部改正を行うものです。

○議案第21号 (付託委員会：文教環境委員会)

「損害賠償の額の決定及び和解について」

清掃センターにおいて、感知センサーの不調により扉が誤作動して、相手方が所有するごみ収集車が挟まれる事故があり、この事故について相手方への損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

消防団員の退職金の額を改めようとする議案

○議案第22号

「鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」

平成26年3月7日に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、平成26年4月1日から消防団員の退職報償金として消防団員等公務災害補償等共済基金から市に支払われる額が一律5万円引き上げられ、最低支給額についても14万4千円から20万円に引き上げられることになりました。

そこで、鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に規定する退職報償金の額を改め、平成26年4月1日以降に、退職した消防団員に適用しようとするものです。

○議案第23号

「人権擁護委員候補者の推薦同意について」 熊沢 美知子 氏

法定上の定数を満たすため新たに人権擁護委員候補者を推薦するにあたり、議会の同意を得ようとするものです。